

## 記入方法 親族同意書

~~新潟家庭裁判所~~

~~家事審判官 殿~~

後見が必要な本人の氏名を記入してください。 続柄を記入してください。

1 私は、本人 \_\_\_\_\_ の \_\_\_\_\_ です。

2 私は、後見開始事件について、次のことに同意します。

後見が必要な本人の氏名を記入してください。

(1) 本人 \_\_\_\_\_ について、後見開始の審判をすること。

申立書に記載した後見人候補者の氏名を記入してください。

(2) 本人の成年後見人に、後見人候補者 \_\_\_\_\_ が  
就職すること。

この同意書を作成した年月日を記入してください

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

住所 〒 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

あなたの署名、捺印をお願いします。

氏名 \_\_\_\_\_ 印

固定又は携帯電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

家庭裁判所は、申立ての内容や誰が成年後見人として適任であるかなどについて、親族の皆さんの意見を参考にして手続を進めています。この同意書は、その意見を記載していただくものです。申立てと同時に、親族の皆さんから同意書を提出していただきますと、比較的速やかに手続が進みます。

## 新潟家庭裁判所

### 親族同意書について

家庭裁判所は、申立ての内容や誰が後見人として適任であるかなどについて、親族の皆さんの意見を参考にして手続を進めています。

親族の皆さんに異論がない場合、申立時に、皆さんの同意書を提出していただきますと、比較的速やかに手続が進みます。

同意書の必要な親族の範囲は、将来、本人の相続人となる立場の方などです。例えば、本人の配偶者や子どもです。それ以外の親族では、子どもがいない場合は両親、両親もいない場合はきょうだいです。

この同意書には、同意をされる親族の方が必ず自分で署名押印してください。場合によっては、家庭裁判所が同意の内容について、親族の方に直接確認することもあります。

遠方にいる親族の方の同意書は、その方からファックスで送信された書面（同意書）を提出していただいても結構です。ただし、その方の署名押印がきちんと確認できるものに限りです。

なお、これまでの経緯などから同意を得るのが難しいといった事情がある場合には、申立て時に、同意書を提出していただく必要はありません。

親族の方の人数に応じて、親族同意書をコピーしてください。